

本書は四谷塩町一丁目の書役・町用掛等を務めた原徳兵衛が関与した、慶応四年（一八六八、九月八日明治と改元）の「日記帳」と明治十六年（一八八三）の「（原徳兵衛取扱文書控綴）」（以下「控綴」と表記）を翻刻したものである。

「日記帳」は、政権が徳川幕府から明治政府に移り、江戸が東京に改められる等、日本の歴史上数少ない大変革の年を、ほぼ一年にわたり書き記したものである。必ずしも公式の記録ではないが、筆者自身の行動や、身の廻りで生じた事や、見聞した事柄が簡潔に記されている。既刊の『史料叢書』3～5の「御触留」や「町入用帳」「御用留」の記述にない生々しさが伝わる。また、市井の人々が連続的な日常生活の中で、急激な変革をどう捉え、受け容れ、行動したかがよく分かる。

明治十六年の「控綴」は、新制度により「原」姓を名乗り、町の自治運営の一端を担った徳兵衛が、かかわりを持った記録をほぼ時系列的に綴じたものである。原史料には標題の記載はなく、史料名は内容標題である。「控綴」は、明治維新から十六年、近代民法の制定作業が進むなか、江戸時代から続く伝統的な町内自治がどのようになら変わったのか、またどのように維持されたかを知る好史料である。

両史料には「原徳兵衛」の関与という共通項しかないが、江戸及び東京の庶民生活を窺える史料として「四谷塩町一丁目書役徳兵衛日録」という名称を附した。

1 慶応四年改元明治元年「日記帳」

「日記帳」の形態は、縦帳・二つ綴で、法量は縦二三・三センチメートル、横一六・八センチメートル。丁数は一三〇丁、うち墨付は一二五丁である。料紙はすべて同一で、あらかじめ綴じた冊子に順次記述したもので、地の小口に「明治元年戊辰年」の墨書がある。裏表紙に、「塩老 カキヤク 徳兵衛」の記載がある。収載期間は慶応四年正月元日から、九月八日の改元を経て、明治元年十二月十一日に至るほぼ一年である。

成立時期 日記は通常、事件や事象あるいは自身の行動等があった当日あるいは翌日という、余り時間が経過していない時に書かれるものである。「日記帳」は筆の調子がほぼ一定であることと、譬えば彰義隊掃討の前日、五月十四日に

御門ノ之義、四谷御門を始メ、メ切相成、小門并ニ潜門通行
相成、不弁利ニ而町人一同甚難渋仕候、御門之義者、上野戦争
一件ニ付、往還潜通用（マ）」（傍点近松）

とあり、翌日の騒動を表す「上野戦争」の用語が、前日に使われていることから、下書きや備忘録などをもとにして、後日浄書した

可能性がある。

日付の干支 何月何日のあと干支が書かれている。干支は年月日を十干と十二支の六十通りの組合せを順次排列して示すものである。明治元年の一世一元制の施行や西暦と和暦の併用、現行暦採用以前は年齢計算や経年・経日計算の媒体として良く使われていた。年記の入る文章にはほとんど記載され、本書のような日記の日付に付される例もある。ただし本文中の日付の干支表示には誤記があり、該箇所は右傍の（ ）内に正しい干支を記した。

天候 干支の次には天候が記されている。単に「天気」と書かれているのは晴天である。晴天以外の天候には「雪降」「雨降」「半陰」「大風雨」「曇」などがある。なお、江戸の情勢が緊迫した三月下旬から四月下旬には、どういう訳か天候の記述がほとんどない。また十一月中旬以降にも記述がなくなっている。

自身番屋詰人 天候の次に記されている人名は、当日の自身番屋の詰人である。本叢書4『四谷塩町一丁目 町入用』によると、ここに記されているのは四谷塩町一丁目の家主である。詰める順番は前書所収「町入用押切帳」の慶応四年の月別町入用負担額書上げに記されている家主の排列を原則としている。ちなみに慶応四年正月の排列は次の通りである。

清次郎 安右衛門 甚右衛門 珍平 嘉七 喜兵衛 市右衛門
儀左衛門 五郎兵衛 五兵衛 庄次郎 安兵衛 鉄五郎 藤七
忠兵衛 庄吉 五人組 庄三郎 秀次郎 兵藏 惣七 清吉

なお、この自身番屋詰めは、六月六日に「今日より自身番屋詰合、昼夜番之義者、御免相成申候」と廃止されている。

行事 本文中に「今日より行事○○、○○日迄」の記述が散見する。月行事のことを指すと思われるが、自身番屋詰人のように連続的には記されていない。行事は、番屋詰人同様家主が、順番で五日づつ務めるのが原則であったようであるが、次第に混乱している。

勅使宿陣・会計所詰番 勅使柳原前光が近江国彦根藩井伊家の上屋敷を宿陣とした四月二十六日から、四谷塩町一丁目に対し、小使として交代で一人づつ詰めることを命じられた。連日詰番となった家主の名前が記されている。閏四月八日からは先鋒総督宿陣詰番、同十八日からは会計所詰番になった。この詰番は、四谷塩町一丁目と市谷七軒町、四谷坂町と交代で詰めるようになったが、六月四日以降記載がなくなる。

書役の職務 「日記帳」に記されている書役の職務は多岐に亘る。文字通りの書記的職務は「今日写物多分有之候二付、自身番屋江惣町書役中相集候二付、……」（三月七日）、「今六日朝五つ時、大変革達物数多廉々有之、依之巨細者御触帳江記置候もの也」（六月六日）、「下勘定相済、何れ江も不罷出候間、番屋ニ而押切帳不残相認置申候」（閏四月二十七日）とあるように、触書等の筆写、各種書類作成に多くの労力と時間を費やしていた。このほか公事（裁判）立会や町自治のための町入用の支出管理と費用徴収、町名主との連絡調整などが記されている。

町入用の勘定と取集め

「日記帳」には町入用の定常の支出についての記載はほとんどないが、臨時の消費についてはかなり詳しく記されている。各月の勘定（集計）は月末の二十七日に行うことが定例となっている（「日記帳」では四月が二十六日、記載のない六月以外はすべて二十七日）。集計された支出総額は小間割がなされ、各家主の負担額が決まる。各家主に割当てられた町入用は翌月の六日に取集められた。この日付は前出の「町入用押切帳」の決済日と一致する。「日記帳」には明治元年十二月分の町入用の取集めの記事はないが「町入用押切帳」を見ると各年の十二月の決済日はその月の晦日になっており、年を越さないという習慣があったようである。入用勘定と取集めには、このほか不定期と臨時のものがあった。不定期・臨時のものには、四谷地域の火消組「く」組の入用勘定（正月二十五日）、麴町十三丁目屯所入用（正月二十八日）、麴町・平河町南北御出役控所諸入用（二月九日）、七分積金（四月十二日・十七日）、上野竹矢来入用（閏四月二十二日）、祭礼入用（七月八日）などがある。

諸入用取集めに際しては「今日祭礼入用取集仕候処、下勘定之御者両ニ拾貳貫四百文替之処、今日取集之御者両ニ拾貳貫貳百文相場ニ而取集候間、金壹両ニ付、貳貫貳百文程不足ニ付、惣鉢ニ而金貳分不足相成候」（七月八日）との記述がある。この不足分をどのように処理したかは記されていないが、貨幣相場の混乱ぶりを垣間見ることができるとがである。

江戸総攻撃

慶応四年正月三日の鳥羽伏見の戦で勝利を収めた旧幕府勢追討軍は、東海・東山・北陸の三方面から江戸に迫った。

このような世相を反映して、二月二十一日条には「兎角不穩成候ニ付、町内重立候方々申合候而、鎮守・天王様ニ而大般若理越万経并町内安全之護摩相焚、大札貳拾四枚、小札百五拾枚相賦申候」と神仏に加護を求めたことが記されている。追討軍が江戸に向かっていることは三月三日に「京都表御軍勢御差向相成候趣、遙ニ被聞召、東叡山江謹慎罷在候趣御触出候間、惣町書役呼上ケ、為相写候」という形で市井の人々に公式に伝達された。江戸に迫る官軍の記述は三月九日の「京師官官先手として、川崎宿迄出張罷在……」とあるのが最初である。ついで三月十一日には「内藤新宿江薩州御人数下宿札旅籠屋伊豆橋江旅宿札相懸り申候」と更に緊迫した。江戸及び江戸城総攻撃は三月十五日と設定されたが、三月十四日の勝海舟と西郷隆盛との会談によって回避された。このような状況下四谷塩町一丁目では同日に「福しま飛脚七郎兵衛殿江対談仕り、簞笥沓つ莖ニ而……此駄賃拾三かけニ而、金五兩貳分ト銀貳分、右者上野村弥左衛門殿江為積送り候旨、送状遣申候」、さらに翌十五日には「伝老忠八殿同道ニ而武州多摩郡五反田村百姓^(ママ)、方江葛籠沓つ脊負^(ママ)参り相預ケ置相懸り申候、尤同宿江者行程凡六里^(里)とあり、総攻撃に備えて、重要なものを避難させたような記載がある。後者については四月二十三日「稲毛五反田村鉄屋栄次郎方三三月十六日預ケ置候籠沓つ、裏掃除屋江請取ニ遣^(ママ)」して回収したという記載がある。

町奉行所の改変 総攻撃を免れた江戸城は四月十一日新政府に引き渡された。同日の「日記帳」には「今十一日 勅使橋本大納言様并柳原侍從殿御両卿ニ而、西丸御城御受取相成、今日より 御当家御家人其外銘々も扶持被下旨被仰出候」とある。ついで翌十二日には「種々相替候御触面、田安中納言様被仰出候」と急変する世相を記している。このような世相のなか、江戸の町政を掌る町奉行所は「日記帳」四月十八日条に「……尤有栖川宮様御城入相済不申内者都而御番所（町奉行所）休同様ニ而、御出勤無之候事」とあるように機能休止状態であったが、翌十九日新政府は町奉行所に市中取締りを委任した。ついで、閏四月を間に挟んだ五月十九日、南北の町奉行所は南北市政裁判所に改められ、六月朔日従来の町法通りの業務を開始した。「日記帳」には、これら改変の記事はないが、五月十七日条までは「南番所」、六月五日条からは「北裁判所」というように記されている。南北の市政裁判所は「日記帳」九月二日条に「今二日東京府江御引移ニ相成、市政裁判所之義者以来御廃止」となり、以後「東京府」と表記されるようになった。

彰義隊記事 四月十一日旧幕府は江戸城を新政府軍に明け渡したが、これを容認しない旧幕臣達は彰義隊を名乗り、寛永寺のある上野の山に籠っていたが、五月十五日新政府軍は彰義隊を討伐した。同日の「日記帳」には、討伐の様様をかなりの字数を費して記している。その中に

車坂口も屈競之人^(ママ)数会津も只今当着之趣、願書ヲ以申出候ニ付、

相違も有之間敷と加勢為致候処、俄ニ右人数之義者官軍方廻し人ニ而、是則細川家之人数ニ而、裏切被致、依之一同彰義隊気遅れ致、裏切人数凡式百人程之様子ニ承知申候

とあり、新政府軍方に謀略があったという記述があり、興味深い。江戸を東京に 維新政府は慶応四年七月十七日、江戸遷都の含みをもって、五月十二日に設置した江戸府を東京府に改めた。東京の意味は、東の京（みやこ）の意味で、西京＝京都に対応するものであった。「日記帳」によると、この東京府設置を正式に伝達されたのは八月十日で、次のような記述がある。

今日名主も写物有之候間、可罷出旨申渡候間、罷出候処、今度江戸之義、東京と唱替相成候旨御達有之候間、依之家主衆中江板触ニ致し相廻し申候間、記置もの也

七月十七日発足した東京府の府務は、前述の市政裁判所で行われていたが、八月十八日正式開府となり、九月二日業務を開始した。

明治改元 維新政府は九月八日に、慶応四年と明治元年とする詔書を出した。同詔書によると、この改元は「御即位大禮被済、先例之通」とされたが、「自今 御一代一號ニ被定候」と一世一元制が採用され、現在に至っている。この改元の通達は、「日記帳」九月十八日に見られる。

去ル十六日東京府ニおるて年改

明治元年

右之通り改元被仰出候旨、御達有之候事

九月八日付の詔書が、十六日の通達となったのは、京都の太政官（慶応四年閏四月二十一日公布の政体書により設置）から東京府への伝達に時間を要したものと考えられる。

天酒頂戴 新政府は、江戸の人びとを慰撫するため、十一月四日に酒と盃（天酒天盃）を配り、六・七日両日業を休み、奉祝することを実施した。「日記帳」十一月四日条に

今朝五つ時揃三而、東京府罷出候処、四谷中江戎鯛と申樽三拾六樽被下置候間、惣町人足雇上ケニ而罷出申候処、外組合并町々之義者車ニ而持運候間、四谷町々之義も無餘義車力を相雇、車三輛代金四兩也

と酒を受け取る際の不手際ぶりを記している。頂戴の酒は翌五日に分配された。

今五日高島氏宅ニ而御酒割渡有之、支配竈数式千式拾軒江御酒頂戴高三拾六樽、老樽ニ付式斗五升入と見積、割合候得者、四樽と老斗老升不足相成候間、惣町相談之上、新老中源ニ而買求メ、代金拾七両式分ニ而買求……

配られた酒では不足するので、四樽と一斗一升を買い足したのである。ここに示された数字で一竈当りの配分量が計算できる。酒の全量は二斗五升×（三六樽＋四樽）＋一斗一升＝一〇一斗一升となる。これを二、〇二二軒で割ると一竈あたり〇・五升＝五合になる。さらに十一月六日条には

昨夜酒渡割後惣町此居付方自身番屋江寄合、御神酒開仕候処、

真殊^{（マヤマ）}二目出度義ニ付、町内未聞之儀^{（マヤマ）}候得共、自身番屋ニ而藝者呼上ケ祝義等差出し稀成義……

ついで

今日町内ニ而踊屋台出来、但狂言之義者左之朝比奈其外三人之踊ニ而、珍敷見事ニ出来仕候、出し練物之義者頂戴之御酒三樽外ニ将某之駒ニ而……

と踊屋台が出来、酒樽や将某の駒の形をした出しが練り廻ったのである。この騒ぎの様子は錦絵にも描かれている。

寄席通い 「日記帳」で興味をひくものに寄席（本文中では「寄」「寄せ」などと表記）に行き、義太夫を聴いたなどという記事が多いことである。庶民生活の中で娯楽の場として寄席が身近な存在であったことを如実に示している。ちなみに二月には五・六・十六・十七・二十二日に寄席の記事がある。六日は前述の町入用の勘定と書類作成が済んだあとに出掛けている。十七日には「万長席江籠越申候処、咲太夫吉作義者、一ノ谷嫩軍記三段目、若狭太夫鶴原義者妹背の門松質見世の段、梶馬太夫忠臣蔵六段目、咲見太夫絵本太功記尼ヶ崎之段相語申候」と演者と演目が記されている。また、二十二日には「梶太夫・呂角斎其外ニて籠越候処、梶太夫義者不参ニ付、半札相成申候」、八月十六日には「忍原寄せ江籠越申候処、一ノ中略一昼後大雨ニ而、往還之もの共も不都合ニ付、半札ニ相成申候」と、演者の欠演や大雨の時には、木戸銭が半額になるといふ、仕来^{（シキ）}りがあったことがわかる。

2 明治十六年「原徳兵衛取扱文書控綴」

「控綴」の形態は縦帳・二つ綴りで、法量は縦二四・五センチメートル、横一七・〇センチメートル。丁数は三〇〇丁ですべて墨付である。用紙は様々で、半紙二つ折りが大半であるが、「四谷区役所」「四谷塩町一丁目」「四谷七軒町」と印刷された罫紙が含まれている。区役所等へ提出した書類の下書きや控、役所等から配布された書類等が、おおむね日付順に綴じ込まれている。案件によっては、明治十五年以前の日付の関係書類もある。表紙・裏表紙・小口等には何も記載がない。

記載事項の内容 「控綴」の収められている書類の内容は種々雑多であるが、大まかな区分をすると戸籍・住民異動に関するもの七〇件、金銭貸借関係一五件、盗難等事件関係一一件、家督相続関係一〇件、役所等からの通達九件、税（地租や家屋税など）や協議金（町運営費）関係九件、拾得・遺失物関係九件、不動産関係八件、訴訟関係六件、その他六八件である。その他には、前記関係以外の区役所等への「届」「願」が多くなっている。

関係者の居住地 各書類の差出人などには居住地が記されている。その居住地は四谷塩町一丁目のみならず、隣接する麴町十一丁目、麴町十二丁目、四谷七軒町（もとは市ヶ谷七軒町で、明治十二年収公され、四谷塩町一丁目の西隣に代地が与えられた）、四谷

坂町、市谷本村町のほか、境を接しない四谷尾張町、四谷伝馬町一丁目、四谷南伊賀町、四谷伝馬町新一丁目、麴町十三丁目、四谷竈筒町、四谷北伊賀町、市ヶ谷片町、四谷荒木町、四谷伝馬町三丁目、四谷忍町、四谷左門町などがある。

3 書役徳兵衛

四谷塩町一丁目の書役は代々「徳兵衛」を名乗っている。「日記帳」の筆者であり、当「控綴」の作成者の徳兵衛に関する基本的な情報は、四谷塩町一丁目の「人別書上」（当『史料叢書』1・2所収）から得られる。「日記帳」を記した明治元年の「人別書上」はないので翌明治二年（一八六九）の「人別書上控」の庄吉店に次のような記載がある。

一、生国信濃伊那郡三日町 （村脱力）

書役 徳兵衛

百姓善助倅

巳三十八才

浄土宗麻布一本松長伝寺

店請人神田新銀町半六地借周助

生国は信濃国伊那郡三日市村（現長野県上伊那郡箕輪町三日町）で、家族として生国同村の妻きく（三十五歳）、娘やす（十四歳）、弟勇吉（二十五歳）と東京四谷塩町一丁目生れの娘きよ（十歳）、倅金太郎（二歳）が記されている。娘のやすときよの年齢より、明治二年から数えて十四十年前の安政三年（一八五六）〜万延元年

(一八六〇)に夫婦で江戸に出て来たと推測できる。「人別書上」

述がある。

を溯ると、慶応三年(一八六七)四月の「人別書上」には、生国・旦那寺・店請人・家族構成が一致する「日雇稼 勝蔵」という人物がいる。ちなみに「日雇稼 勝蔵」の名は安政四年(一八五七)の「人別書上控」にはなく、文久元年(一八六一)と慶応三年の「人別書上」には見える。つまりこの「勝蔵」が慶応三年から明治二年の間に「徳兵衛」を襲名し、書役となったと考えられる。また「日記帳」の四月九日条に「今日昼八つ時頃小兒出生仕候」とあり、この生児が明治二年の「悴金太郎」である。このことから「日記帳」の筆者であり、「控綴」を作成した徳兵衛は元の名を勝蔵といい、慶応三年末までに徳兵衛と改名し、書役を務めていたと考えてよいだろう。

その後の徳兵衛は、明治三年の「人別書上」には「町年寄 小切渡世 徳兵衛 午三拾九歳」と記載され養女たね(十二歳)が家族に加わっている。明治四年の「戸籍調書」(資料番号九〇三七五八六九)には「(四谷塩町一丁目) 拾八番地町人 小切売 未四拾才 原徳兵衛」との記載があり、「原」という苗字が登録されている。

長男金太郎に関しては「日記帳」慶応四年四月十五日条に「小児一と七夜、銘々真似少々仕候」、閏四月十五日「小兒宮参之真似致し、赤強自身番屋三而相ふかし、頂戴もの有之候家数上下中と高下相付、三軒拾軒程相賦申候」、五月五日条「御節句三付、何れも不罷出候」と長男が生れたことに対する親としての喜びを現わした記